

2014年3月25日

神奈川県森林審議会
会長 宮林 茂幸 様

渋沢丘陵を考える会
代表 日置 乃武子
丹 沢 ブナ党
代表 梶谷 敏夫

3月14日付け平成25年度森林審議会答申の撤回と審議のやり直しを求める要求書

神奈川県森林審議会会長が、3月14日付けで知事に答申した「林地開発許可」については承服しがたく、以下の理由を添えて貴殿に抗議するとともに、答申の撤回と審議のやり直しを求めます。

1. 見識が疑われる付帯条件

答申は、付帯条件2において「開発後において、貴重な動植物の生育環境を保全するなど、生物多様性の復元に最大限配慮すること。」と述べています。

しかし、「開発後において、貴重な動植物の生育環境を保全する」というのは本質を誤った認識です。また「一度損なわれた生物の多様性を再生することは困難である」との考え方が、現在の生物多様性の共通認識であり、国の「生物多様性基本法」も、この考え方に立脚するものです。したがって、付帯条件2はまったく信じ難い、森林審議会長の見識を疑われる内容であります。

各審議会委員から寄せられた意見を全く無視し、行政当局とのなれ合いによる強行突破の答申は、社会通念からしても到底容認し難いものです。貴殿の学識経験者としての見識を大いに疑わざるを得ません。

2. 実効性のない付帯条件

付帯条件は、抽象的な言葉だけであり、一切具体的内容はありません。これでは、事業者に課せられる実質的なものは全くなく、担保のない契約と言わざるを得ません。

3. 森林法の狭義の解釈と、審議会の議論を抹殺した答申

審議会では委員から、「森林の多目的機能の見地から、環境というのは、生物多様性も当然含めて考えられるべきなので、それを判断するというのは、森林審議会の対象としておかしくない」との重大な発言がありました。また、具体的なズーラシアにおけるオオムラサキ絶滅の指摘、不十分な情報の中で最終意見を出す状態ではないとの意見、等多数の反対意見が出されました。

しかし、「諮問内容は、森林法の審議会で行くと、それほど駄目とはいえない。個人的な意見として多様な意見が反対意見として出てきた」との、宮林会長の考え方で、林地開発は許可し付帯条件つけることに収斂しました。

以上、多くの委員から森林のもつ生物多様性保全の重要性の観点から、より生物多様性の保全を求める意見や、専門家の意見を聞くなどの、慎重な審議を求める意見が出たにもかかわらず、付帯事項は宮林会長の、森林法を狭くとらえるという個人的な考え方によって、審議会の議論をまったく踏まえていないと言わざるを得ません

以上より、私たちは答申の撤回と、審議のやり直しを求めるものであります。

以上

本件の連絡先は次の通りです。

〒257-0012 秦野市西大竹 302-11 鈴木和郎 Tel・fax 0463-81-9109